

安全保障貿易管理制度上の 「居住者／非居住者」「特定類型該当者」申告について（お願い）

岩手県工業技術センター

外国為替及び外国貿易法等関係法令に基づく安全保障貿易管理制度上、当センターの業務である技術相談、依頼試験、機器貸出、受託研究、共同研究、研修生の受入れ、研究開発型人材育成支援は技術の提供に該当し、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。

利用者様が下記の区分で「非居住者」又は「特定類型該当者」に該当する可能性がある場合、申告をして頂くこととなりました。御自身の特定類型該当性については、裏面の「特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート」を御参照下さい。該当される場合は受付にお申し出下さい。

1 居住者／非居住者

	居住者	非居住者
日本人	①日本に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者	①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	①日本にある事務所に勤務する者 ②日本に入国後6月以上経過している者	①外国に居住する者 ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る）
法人等	①日本にある日本法人等 ②外国の法人等の日本にある支店、出張所、その他の事務所 ③日本の在外公館	①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③日本にある外国政府の高官及び国際機関

2 特定類型該当者

居住者（自然人）だが、非居住者の影響を強く受けている状態にある者で下記に該当する者

特定類型該当者
①外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 ②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう）を得ている者又は得ることを約している者 ③本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている者

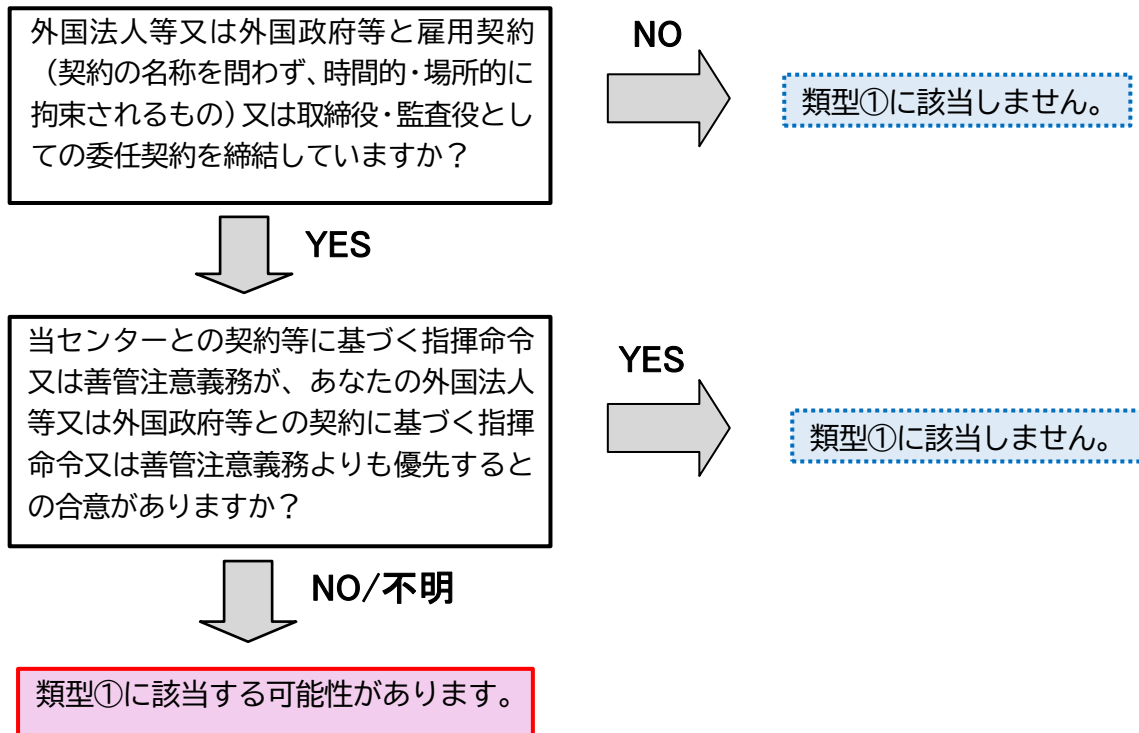
<関係法令>

我が国の安全保障貿易管理は、外国為替及び貿易法（昭和24年法律第228号）、外国為替令（昭和55年政令260号）等で定められています。

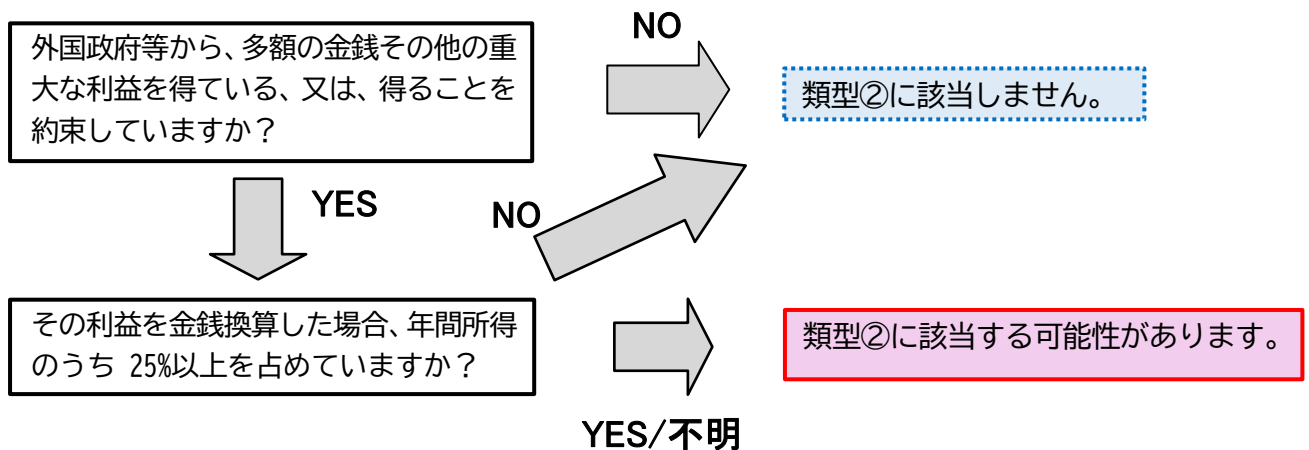
担当：岩手県工業技術センター 企画支援部

特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

■ 特定類型①：外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



■ 特定類型②：外国政府等から経済的利益を受けている場合



※特定類型該当性の要件に関する正確な文言は、役務通達（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規程に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易第492号））の原文を確認する必要があります。ご不明な点は、担当（企画支援部）までご相談下さい。